

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

100

### 条 例

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………（青少年・治安対策本部）…二
- 東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例……………（総務局）…四
- 東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都税総合事務センター設置条例の一部を改正する条例……………（主税局）…五
- 有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例……………（オリンピック・パラリンピック準備局）…五
- 東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例……………（都市整備局）…六
- 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………（同）…七

### 条例のあらまし

●東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第七四号）

- 一 青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為を禁止するほか、所要の改正を行います。
- 二 児童ポルノ等の提供を不当に求める行為をした者に対する罰則規定を設けます。
- 三 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七五号）の施行を踏まえ、所要の改正を行います。
- 四 この条例は、平成三〇年二月一日ほかから施行します。

●東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例（条例第七五号）

- 一 地方自治法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五四号）の施行による地方独立行政法人法（平成一五年法律第一一八号）の改正を踏まえ、東京都地方独立行政法人評価委員会の所掌事務を定めます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第七六号）

- 一 再就職情報を公表する対象職員を拡大するため、再就職情報の報告及び公表に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都税総合事務センター設置条例の一部を改正する条例（条例第七七号）

- 一 東京都税総合事務センターの移転に伴い、位置を改めます。
- 二 この条例は、平成三〇年二月一三日から施行します。

●有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（条例第七八号）

- 一 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成一二年法律第一一七号）第一八条の規定に基づき、有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関し、必要な事項を定めます。

- (一) 民間事業者の選定の手続に関する規定を設けます。
  - (二) 公共施設等運営権者が行う運営等の基準に関する規定を設けます。
  - (三) 公共施設等運営権者が行う業務の範囲に関する規定を設けます。
  - (四) 利用料金に関する規定を設けます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例 (条例第七九号)

- 一 東京都多摩障害者スポーツセンターの移転に伴い、位置等を改めます。
- (例) 国立市富士見台二丁目一番地一  
↓ 調布市西町三七六番三
- 二 東京都障害者総合スポーツセンターの改修等に伴い、施設に係る規定を整備します。
- 三 この条例は、平成三〇年四月一〇日ほかから施行します。

●東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例 (条例第八〇号)

- 一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による屋外広告物法 (昭和二四年法律第一八九号) の改正を踏まえ、屋外広告物の表示等の禁止区域を改めます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八一号)

- 一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による建築基準法 (昭和二五年法律第二〇一号) の改正を踏まえ、日影規制の対象区域を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する

条例 (条例第八二号)

- 一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による建築基準法 (昭和二五年法律第二〇一号) の改正を踏まえ、中高層建築物の定義に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例 (条例第八三号)

- 一 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成二九年法律第二六号) の施行による建築基準法 (昭和二五年法律第二〇一号) の改正に伴い、用途地域における建築等許可申請手数料に係る規定を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例 (条例第八四号)

- 一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二九年法律第二五号) の施行による公営住宅法 (昭和二六年法律第一九三号) の改正を踏まえ、認知症患者等で収入に関する報告等が困難な事情があると認められる者の都営住宅の使用料の決定に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成三〇年四月一日ほかから施行します。

条 例

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年東京都条例第百八十一号) の

一部を次のように改正する。

目次中「第十八条の六」を「第十八条の七」に、「(第十八条の六の二・第十八条の六の三)」を「(第十八条の八・第十八条の九)」に、「(第十八条の六の四・第十八条の八)」を「(第十八条の十一・第十八条の十三)」に改める。

第五条の二第二項中「若しくは」を「又は」に、「(以下「携帯電話端末等」という。 )又は携帯電話端末等において利用可能な機能」を「(これらの端末において利用可能な特定の機能があらかじめ付加された状態のものを含む。 )」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、インターネット接続機器(インターネットと接続する機能を有する機器であつて青少年により使用されるものをいう。 )に利用者が付加することができる機能で、青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するものとして、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

第十八条の四中「図るため」を「図るとともに、当該判断能力が形成途上であることに起因して、青少年の健全な育成が阻害されないように」に改める。

第三章の四中第十八条の八を第十八条の十三とする。

第十八条の七の二第一項中「、青少年が携帯電話インターネット接続業務に係る契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。 )の当事者となる場合又は保護者が青少年を携帯電話端末等の使用者とする携帯電話インターネット接続業務に係る契約を自ら締結する場合において」を削り、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改め、「するとき」の下に「又は青少年インターネット環境整備法第十六条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするとき」を、「が携帯電話インターネット接続業務提供者」の下に「(青少年インターネット環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供者をいう。 )」を加え、「を携帯電話インターネット接続業務提供者事業者」を「(当該事項を記録した電磁的記録を含む。第三項において同じ。 )を携帯電話インターネット接続業務提供者事業者等(青少年インターネット環境整備法第十三条第

一項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供者等をいう。以下同じ。 )」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 携帯電話インターネット接続業務提供者事業者等は、青少年インターネット環境整備法第十四条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあることその他の東京都規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続業務提供者事業者等は、第一項の規定により保護者から提出を受けた書面に記載又は記録をされた事項を、東京都規則で定めるところにより、保存しなければならない。

第十八条の七の二第四項から第七項までの規定中「携帯電話インターネット接続業務提供者事業者」を「携帯電話インターネット接続業務提供者事業者等」に改め、同条を第十八条の十二とする。

第十八条の七第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条を第十八条の十一とする。

第三章の四中第十八条の六の四を第十八条の十とする。

第三章の三中第十八条の六の三を第十八条の九とする。

第十八条の六の二中「(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノをいう。以下同じ。 )」を削り、第三章の三中同条を第十八条の八とする。

第三章の二中第十八条の六の次に次の一条を加える。

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第十八条の七 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ(以下単に「児童ポルノ」という。 )又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。

次号において同じ。)の提供を行うように求めること。

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

第二十六条に次の一号を加える。

七 第十八条の七の規定に違反した者

附則

1 この条例は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、第十八条の七の改正規定(同条を第十八条の十一とする部分を除く。)及び第十八条の七の二の改正規定(同条を第十八条の十二とする部分を除く。)は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都青少年の健全な育成に関する条例第十八条の十二四項から第七項までの規定は、第十八条の七の二の改正規定(同条を第十八条の十二とする部分を除く。)の施行の日以後にした契約について適用し、同日前にした契約については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十五号

東京都地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

東京都地方独立行政法人評価委員会条例(平成十六年東京都条例第百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十五年法律第百十八号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第七条を第八条とし、第二条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法第十一条第二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第二十六条第一項に規定する中期計画の作成及び変更に係る認可について知事に意見を述べること。

二 法第二十八条第一項に規定する当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価について知事に意見を述べること。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十六号

東京都職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の退職管理に関する条例(平成二十七年東京都条例第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から」を削り、同条第二項中「取りまとめ」の下に「、前条に規定する職員又は職員であった者のうち人事委員会規則で定めるものについて」を、「事項を」の下に「、毎年度一回、」を加え、同条第三項中「前条第一項及び第二項」を「前条」に改め、「管理又は監督の地位にある職員又は管理又は監督の地位にある職員であった者から」を削り、同条第四項を次のように改める。

4 消防総監は、前条に規定する職員又は職員であった者のうち人事委員会規則で定めるものについて、前条の規定により届出を受けた事項のうち人事委員会規則で定めるものを、毎年度一回、公表する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東京都職員の退職管理に関する条例第八条の規定は、平成三十年二月一日以後にこの条例による改正前の東京都職員の退職管理に関する条例第七条の規定による届出を行った職員について適用し、同日前に届出を行った職員については、なお従前の例による。

東京都税総合事務センター設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十七号

東京都税総合事務センター設置条例の一部を改正する条例

東京都税総合事務センター設置条例(昭和五十九年東京都条例第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都税総合事務センターの項位置の欄を次のように改める。

練馬区

附 則

この条例は、平成三十年二月十三日から施行する。

有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第七十八号

有明アリーナの公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

(平成十一年法律第十七号。以下「法」という。)第十八条の規定に基づき、国際的若しくは全国的な規模のスポーツ競技会その他の催物を開催し、又はスポーツ・レクリエーション活動、文化活動等の利用に供することを目的とした施設の公共施設等運営権(法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。)に係る実施方針(法第五条第一項に規定する実施方針をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
有明アリーナ	東京都江東区有明二丁目十一番

(民間事業者の選定の手続)

2 知事は、法第十六条の規定により、選定事業者(法第二条第五項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。)に、有明アリーナの運営等(法第二条第六項に規定する運営等をいう。以下同じ。)に係る公共施設等運営権を設定するものとする。

2 選定事業者としての選定を受けようとする民間事業者は、実施方針で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に有明アリーナの運営等を行うことができると認める者を選定事業者に選定するものとする。

一 有明アリーナの運営等に関する計画が、運営等を適正かつ確実に実施できる内容であること。

二 第四条に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。

三 安定的な経営基盤を有していること。

四 有明アリーナの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な運営等ができること。

五 利用者へのサービス向上を図ることができること。

六 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な運営等ができること。

七 前各号に掲げるもののほか、実施方針で定める基準を満たすこと。

(運営等の基準)

第三条 知事が公共施設等運営権を設定した選定事業者(以下「公共施設等運営権者」という。)は、次に掲げる基準により、有明アリーナの運営等を行わなければならない。

一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な運営等を行うこと。

二 創意工夫を発揮し、利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

三 施設、附属設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

2 有明アリーナの休館日、開館時間その他運営等について必要な事項は、公共施設等運営権者が知事と協議して定める。

(業務の範囲)

第四条 公共施設等運営権者は、第一条に規定する施設の目的を達成するために、施設の提供、維持管理その他必要な業務を行う。

2 知事は、実施方針において、前項に規定する業務の範囲内で、公共施設等運営権者が行う業務の具体的内容を定めるものとする。

(利用料金)

第五条 有明アリーナの利用料金(法第二条第六項に規定する利用料金をいう。)の額は、公共施設等運営権者が、施設の利用状況等を勘案して、適正な額を定める。

(公共施設等運営権の対価)

第六条 知事は、公共施設等運営権者から、法第二十条に規定する費用に相当する金額の全部又は一部(以下「公共施設等運営権の対価の額」という。)を徴収するものとする。

2 公共施設等運営権の対価の額、支払方法その他必要な事項は、法第二十一条の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

●東京都条例第七十九号

東京都知事 小 池 百合子

東京都障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表東京都多摩障害者スポーツセンターの項位置の欄を次のように改める。

東京都調布市西町三百七十六番二

別表第一東京都障害者総合スポーツセンターの項中「トレーニングルーム」を「サウンドテーブルテニス室 トレーニングルーム 多目的室」に、「スポーツ広場 集会室 印刷室 録音室 図書室」を「集会室 研修室 印刷室 図書コーナー」に改め、同表東京都多摩障害者スポーツセンターの項中「プール 卓球室」を「卓球室 サウンドテーブルテニス室」に改め、「録音室 宿泊室」を削る。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月十日から施行する。ただし、別表第一東京都障害者総合スポーツセンターの項の改正規定は同年七月一日から、次項及び附則第三項の規定は公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都障害者スポーツセンター条例(以下「改正後の条例」という。)別表第一東京都多摩障害者スポーツセンターの項に規定する施設の利用に必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 改正後の条例別表第一東京都障害者総合スポーツセンターの項に規定する施設の利用に必要な手続その他の行為は、同項の改正規定の施行の日前においても行うことができる。

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第八十号

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

東京都屋外広告物条例（昭和二十四年東京都条例第百号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十一号

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加え、同条第四号中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第一 一の項中「又は第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

●東京都条例第八十二号

東京都知事 小池 百合子

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部を改正する条例

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和五十三年東京都条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十三号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款二十の項中「又は第十三項ただし書」を「、第十三項ただし書又は第十四項ただし書」に改め、同条二十二の二の項、二十三の項、二十九の項、三十一の二の項、三十二の項、三十七の項及び四十四の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

附則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

東京都営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年十二月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第八十四号

東京都営住宅条例の一部を改正する条例

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項ただし書中「請求を」を「報告の請求を」に改め、同条第三項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般都営住宅の利用者(公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。))第八条に定める者に限る。第二十九条第三項において同じ。)が第二十六条に規定する収入に関する報告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあるときは、知事は、前項の規定にかかわらず、当該使用者の一般都営住宅の使用料を、毎年度、令第二条で定めるところにより、省令第九条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第十五条中「第十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十九条第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第十一条」を「第十二条」に、「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第十五条の二中「第十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第二十九条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第十九条第一項中「公営住宅法施行規則(昭和二十六年建設省令第十九号。以下「省令」という。))」を「省令」に、「第十条」を「第十一条」に改める。

第二十条第一項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第二十九条第二項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般都営住宅の利用者が第一項の規定に該当する場合において第二十六条に規定する収入に関する報告をすること及び法第三十四条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、知事は、第十二条第二項の規定及び前二項の規定にかかわらず、当該使用者の一般都営住宅の使用料を、毎年度、令第八条第三項

により準用する同条第二項で定めるところにより、省令第九条で定める方法により把握した当該使用者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。第四十九条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。第五十一条中「及び第三項」を「及び第四項」に、「請求」を「報告の請求」に改める。

第五十八条に次の一項を加える。

4 利用者(省令第八条に定める者に限る。)が前項に規定する申請をすることが困難な事情にあると認めるときは、知事は、同項の規定にかかわらず、第一項の規定により使用料を減額することができる。

第六十条第一項中「第十一条」を「第十二条」に、「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改める。

第六十五条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

附則

1 (施行期日)

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定(「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る。)、第十五条の改正規定(「第十一条」を「第十二条」に、「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改める部分に限る。)、第十九条第一項の改正規定(「第十条」を「第十一条」に改める部分に限る。)、第二十条第一項及び第二十九条第二項の改正規定、第五十一条の改正規定(「請求」を「報告の請求」に改める部分に限る。)、第六十条第一項、第六十五条、第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の東京都営住宅条例(以下「新条例」という。))第十二条第二項及び第二十九条第三項の規定による使用料の決定並びに第五十八条第四項(第七十一条、第七十四条、第七十八条及び第八十一条において準用する場合を含む。)の規定による使用料の減額に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前日に



おいても、新条例の例によりすることができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七  
 号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001



この紙は、資源のすべ  
 リサイクルできます。